

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25770236

研究課題名(和文) 近世西海地域における 境界勢力 の実態研究

研究課題名(英文) Study of the group which played an active part at the border at area of sea in East Asia in the Edo Period

研究代表者

添田 仁 (SOEDA, HITOSHI)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：60533586

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：「鎖国」や「海禁」といった用語で説明されるような徳川幕府による対外的規制を骨抜きにしていた境界領域の人々(境界勢力)の行動様式に着目し、彼らが構築していた政治社会と国家権力との関係性を分析することで、境界領域からの視点で近世の国際関係をめぐる国家史的理解を再構成し、前近代の東アジア海域におけるトランスナショナルな交流・接触のあり方の歴史的特質について解明した。とりわけ、密貿易(抜荷)の具体像と、その担い手の行動様式の分析に重点を置き、彼らの視点から「鎖国」貿易体制が機能不全に陥った歴史的過程を解明することができた。

研究成果の概要(英文)：I aimed at the behavior pattern of the people who lived at a boundary (boundary power). They made the external regulation by Shogunate Government of Edo powerless. In what kind of relation did the political society they were building match state power? I reorganized about the international relations modern period Japan formed out of the angle of (boundary power). I elucidated it about the characteristic of the state of the exchange and the contact which developed at East Asia area of sea in the previous modern times. In particular, how was a point whether it was smuggled analyzed? A point why it was smuggled was elucidated. As a result, a trade system in Shogunate Government of Edo could elucidate the process which fell a malfunction.

研究分野：日本史

キーワード：境界勢力 密貿易 私貿易 漂着 長崎 地役人

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代の硬直化した国境イメージは、近代国民国家の相互関係を確認する場において理念化された、きわめて歴史的な産物である。

前近代の東アジア海域を見ると、境界はそれ自体が一定の広がりを持つ空間＝境界領域であり、そこで生きる人びとの意志を反映して流動的に変化するものであった。たとえ国家権力であっても、異国・異域・異界の人やモノと接する場合には、境界領域に生きる人びとの制約から自由ではない。本来、このような境界領域に展開した独特の政治社会が緩衝材の役割を果たしたことで、東アジアの国際秩序は柔軟に保たれていたのである。今、緊迫化する社会情勢のなかで、前近代固有の境界領域に再注目する必要がある。

(2) 本研究における境界勢力とは、主に西海地域を本拠として、東アジア海域において広い人脈と交易ルートを築き、独自に財力や海上での戦力・技術力を蓄積することで、国家権力と対峙しながら固有の政治社会を構築していた人びとのことを指している。

16世紀までの西海地域は、強力な海上戦力をもつ地方豪族や水軍、そして航行する船舶や、沿岸の集落を襲うなどして東アジア海域一帯を脅かした倭寇の本拠地であった。しかし、中世の海賊は、16世紀末の豊臣秀吉による「海賊停止令」、そして17世紀以降の徳川幕府による官営貿易の整備や沿岸警備の強化によって駆逐されるか、もしくは西海地域の大名家や藩士、長崎や博多といった港町の町人、沿岸部の漁民として懐柔されて体制に組み込まれた、というのが通説的な理解である。

(3) 近世日本の対外関係については、「鎖国」や「海禁」といった歴史用語で説明され、国家権力が海外諸国・諸勢力との交渉・交易権を強力に掌握していた側面が強調される。そのなかで、境界領域に生きた人びとを国家権力との対抗関係で描き出す視点は弱くなり、境界勢力という概念自体も成立しにくい研究環境にある。

しかし、前近代東アジアの境界領域で生きた人びとが果たした役割の解明が急がれる現在、西海地域で固有の政治社会を築いていた人びとを境界勢力として積極的に位置づけ、彼らの視点で「鎖国」「海禁」といった国家史的理解を再構成する必要があるだろう。とりわけ、18世紀以降、東アジアの国際秩序の急激な変化を受けて、徳川幕府の「海禁」政策も変質していくなかで、境界勢力が、どのような歴史的展開を遂げたのか、という点は、改めて追究されるべきであろう。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、近代的な国境概念が

もたらした現代の東アジア海域における逼塞状態を打開するために、前近代の境界領域においてトランスナショナルな人脈と交易ルート、そして国家権力と対峙する固有の政治社会を築いていた境界勢力の自己認識と行動様式を分析し、異国・異域の人・モノ・価値観・風土と協調し、摩擦にも対応しえた方法論を導き出すことである。

主として西海地域で日常的に行われていた私貿易・密貿易の実態分析を通して、これまで地域史として論じられてきた境界勢力の歴史を、国家権力との対抗関係のなかで積極的に位置づけて全体史において追究する。それは、国家権力が海外諸国・諸勢力との交渉・交易権を強力に掌握していたとされる近世の国際関係史の枠組みを、境界勢力の側の視点から再構成する試みでもある。

なお、境界勢力については、18世紀以降の西海地域で頻発した密貿易と、それに関わった人びとの行動様式について研究を進めるなかで、東アジア海域において独自に展開した人脈と交易ルート、国家権力と対峙した固有の政治社会を築いていた人びとの横断的な関係性を発見し、それらを総体として境界勢力として把握することの重要性を確信してきた。

(2) 本研究は、これまで地域史として論じられてきた境界勢力の歴史を、国家権力との対抗関係のなかに積極的に位置づけて全体史として追究する点において、学術的な特色を有する。

また、境界勢力による私貿易・密貿易といった行為を、これまでのように「犯罪」「不正」といった国家権力の側の視点から社会悪として評価するのではなく、あくまで国家権力に対峙した境界勢力固有の論理に基づいた正当な行為として位置づけ、その上で、近世の国際関係史における「鎖国」や「海禁」といった一国史的理解を、境界領域に生きた人びとの側の視点から再構築しようとする点において獨創性を有する。

(3) 前近代日本の国際関係が安定的に維持されていた背景には、異国・異域・異界の人やモノと接する境界領域に生きた人びとの如何なる活動が伏在していたのか。中世以来の歴史的経緯と到達点を踏まえながら境界勢力の近世的展開を明らかにすることで、当該期の東アジア海域において異国・異域の人・モノ・価値観・風土との協調、そして摩擦に対応しうる手法を実態的かつ立体的に明らかにする。

昨今、東アジア海域においては島嶼の領有問題をめぐる議論が喧しい。近代に流入した西洋地理学は、それまで境界領域として弾力的に維持されていた東アジア海域に明確な国境線を引き、外交・貿易の主導権を境界領域に生きた人びとから国家権

力が奪い、中央に一元化していった。現地住民が歴史的に蓄積してきた人間関係や思いは無視され、境界から遠く離れた国家権力の中枢間のエゴイズムが対立を激化させている。本研究の意義は、前近代の境界領域において固有の政治社会を築いていた境界勢力の行動様式を抽出し、それをもって近代的国境概念がもたらした現代の東アジア海域における逼塞状態を打開するための手がかりを得ることにある。

3. 研究の方法

本研究では、以下の4点を主な研究対象とした。

- (1) 西海地域における私貿易・密貿易(抜荷)の具体像と、その担い手の行動様式を解明する。
- (2) 私貿易・密貿易に関わる諸主体によって構成された横断的な政治社会の実態を解明する。
- (3) 私貿易・密貿易に対する国家権力の対応と、藩権力の関わり方を解明する。
- (4) 開国期における境界勢力の人的移動の実態について、前近代から海外との交渉力・海上技術力・交易ルートにかかわるノウハウを蓄積してきた境界勢力の近代的展開を解明する。

4. 研究成果

- (1) 西海地域における私貿易・密貿易(抜荷)の具体像と、その担い手の行動様式について、以下のような成果を得た。

長崎を中心とする西海地域で発生した密貿易(抜荷)の記録をリスト化し、これを基礎にして、「鎖国」貿易体制のもとで貿易を生業としていた長崎の住民、さらには長崎で生み出される貿易利潤の恩恵に浴していた個別領の住民の視点から密貿易の歴史を再構成する作業を行った。

主に、寛文6年(1666)から安政2年(1855)までの長崎奉行所の裁判記録である「犯科帳」(長崎歴史文化博物館所蔵)を用いた。これまで密貿易については、対象の性格上、史料的制約も大きくなかで、幕府の政策から逸脱した流通行為として、その規制策を中心に研究が進められてきた。そこでは、「犯科帳」から密貿易の発生数・発生場所・性格などを分析し、そのデータをもとに密貿易の発生状況と、その時代的特徴について論じた研究が大半である。しかし、統計資料としての「犯科帳」は、作成の過程で事件の取捨選択がなされており、長崎奉行所管下で摘発された密貿易がすべて掲載されているわけではないという限界を持つ。一方で、「犯科帳」に記載された密貿易の記録は、幕府や長崎奉行所の関係者によって選択的に書き残され

たものであるから、事件が記録された時点における幕府の問題意識、そして事件が記録される以前の長崎の日常の様子を抽出する作業には適している。

このような「犯科帳」の史料的制約をふまえた上で、密貿易の裁決記録をもとに、そこから密貿易の担い手である長崎町人や近郊農村の百姓、彼らの行動様式、そして密貿易を取り締まる側の長崎地役人の行動様式、さらには個別領の領主・住民の関わり方、幕府によって問題化された事件の傾向、密貿易が問題化される以前の長崎の日常の様子を抽出する作業を行った。

密貿易は、幾重にも張り巡らされた「鎖国」貿易体制の防御線をかいくぐってなされた、非日常的な禁断の所業として連想される。しかし、実態的には、幕府の犯罪記録としては表面化しない密貿易も、幕府の目が届かない部分では日常的に行われていたことが明らかになった。近世後期になると、国家権力の側から「不正」や「犯罪」と見なされることになった密貿易であるが、境界勢力にとっては、トランスナショナルな異文化交流の一形態として日常化していたことを確認できた。

境界領域で暮らした長崎町人が、現地で採用された幕府下役人としての顔と、密貿易の首謀者・加担者としての顔を併せ持っていたことを確認できた。

長崎町人は、官営貿易による収益の一部を特権的に受用することを条件に、通訳、貿易(会計、鑑定)、警察、海上警備、要人警固(オランダ商館長、幕府上使)、下検断(町年寄による裁判)といった国際関係にかかわる実務を一手に担う存在であり、徳川幕府も彼らの存在を欠いては円滑な外交・貿易を遂行できない。しかし、一方で彼らは、密貿易について中世以来の自由な取引を不当に侵害された貿易商人の正当な行為と認識し、是に対して幕府が整備した「鎖国」体制こそが見直されるべきものと考えていた(権利としての密貿易)。

長崎町人の心性として、表面的には幕府のもとで対外交渉に関わる専門的な下役人として国家権力に取り込まれながら、内面に中世以来の境界勢力としての自己認識を堅持していたことが明らかになった。

漂流・漂着という方法で、西海地域の沿岸部住民と取り引きを行った異国船の展開と、それへの地域的対応について史料調査を行った。

とくに天草「上田家文書」(上田資料館所蔵)のうち、「朝鮮人破船一件日記」(安永9年)、「去寅7月琉球船当村惣次郎沖間より引入置候一件 御添状并返書控之覚」(文化4年)、「南京乍浦出漂

着唐船控」(文政2年)、「琉球船破船に付滞留中宿賃蔵敷諸色代覚帳」(文政4年)など、天草沿岸部に漂着した異国船にかかわる文書を収集・翻刻し、漂流・漂着する異国人たちと、それらへの対応を行った地域社会との関係性について考察を深めた。

- (2) 私貿易・密貿易に関わる諸主体によって構成された横断的な政治社会の実態について、以下のような成果を得た。

「鎖国」貿易といえば、長崎会所において徳川幕府が独占的に行った官営貿易＝本方貿易の印象が強い。しかし、実際、本方貿易は交易額全体の氷山の一角にすぎず、水面下では、蘭貿易の脇荷物や詛物、唐貿易の別段売荷物といった、外国人と長崎町人に許されていた私貿易によって大量の商品が持ち渡されていた。

具体的には、第28代武雄鍋島家領主・鍋島茂義とその側近によって記録された、長崎での「買い物帳」の「長崎方控(2-5)」(武雄市図書館・歴史資料館所蔵)の分析を行った。天保9年(1838)から文久2年(1862)までの25年間にわたって記録された帳面には、鍋島茂義が発注した舶載品と、それらを長崎(を介して外国人)から入手するルートが克明に記されている。

結果、官営貿易を圧迫していた私貿易・密貿易の実態を個別領主の視点も取り入れながら立体的に描き出すことができた。また、長崎地役人が私貿易品を介して、幕閣や各地の大名らとの間で金銭や身分に関わるやりとりを展開することで、固有の政治社会を築いていたことが明らかになった。

「鎖国」貿易に対峙する人びとの間には、奉行所役人・町人・外国人・個別領主(大名)といった社会的立場を越えて、貿易取引をめぐる互いの利益を守るために、余計な摩擦を回避する、共存型の政治社会を構築していた(「摩擦回避の装置」)。「犯科帳」からは、たとえば私貿易にかかわる便宜の供与、密貿易の現場での見逃し・文書偽造・自訴の演出といった内済、密貿易首謀者の人別除きによる管理者の責任回避といった事例が読み取れ、これらは境界勢力固有の政治社会と呼べるものであった。

私貿易・密貿易のような非正規のルートを介して日本に流入した異国の文化的所産について、その浸透状況を調査し、関連する史料の収集を行った。

主に、天草、五島、島原、長崎外海などに残るかくれキリシタン関連史跡の踏査、そして古河藩・土浦藩など、幕府の要職に就いた譜代藩に伝わる蘭学関係の史料や南画などの舶来美術品の調査・収集を進めた。

- (3) 私貿易・密貿易に対する国家権力の対応と藩権力の関わり方について検討した。とくに、西海地域における密貿易の摘発地を抽出し、摘発の場に際しての幕府・地役人・個別領主・住民等の関係者の行動様式を集積し、以下のような成果を得た。

「鎖国」貿易といえば、長崎会所において徳川幕府が独占的に行った官営貿易＝本方貿易の印象が強い。しかし、実際、本方貿易は交易額全体の氷山の一角にすぎず、水面下では、蘭貿易の脇荷物や詛物、唐貿易の別段売荷物といった、外国人と長崎町人に許されていた私貿易によって大量の商品が持ち渡されていたことが確認できた。

天草久玉山(天草市牛深)の遠見番所、豊前大里(北九州市門司区)の抜荷番所について調査を行った。

前者については、現地に赴任した長崎地役人(遠見番)が記した「御役方要用記録」(長崎歴史文化博物館所蔵)の翻刻、ならびに天草「上田家文書」(上田資料館所蔵)のうち「極書 牛深見張御番所御通行入用外」(文化元年)、「大江村にて筑後久留米甚吉并弟又五郎人參取扱候、牛深湊御番所御吟味一件」(文化4年)、「西筋警備御見分随行覚」(文化5年)、「富岡牛深両湊江炮台場御築立上納金一件書類」(慶応元年)の収集・翻刻を行い、異国船対応という課題が、それを担う地域社会(境界領域)にどのような影響と変化をもたらしたのかという点について考察を深めた。

後者については、主に現地に赴任した地役人(町司)が記した「抜荷番所日記」(長崎シーボルト記念館所蔵)の翻刻、ならびに抜荷番所が設置された豊前小倉藩の関係資料として、「小笠原文庫」(みやこ町歴史民俗博物館所蔵)のなかの「長崎御用場御借地絵図」についての情報収集を行った。とりわけ幕府が個別領内に番所を設置する場合に、密貿易をめぐる幕府と個別領主の折り合いがどのように付けられていたのかという点について、関連史料の収集と整理を進めることができた。

藩権力による密貿易対応のあり方について、佐賀藩、対馬藩、唐津藩を中心に史料調査・収集を行った。

佐賀藩については、公益財団法人鍋島報効会徴古館において、「神代家文書」をはじめとする長崎警備関係の史料群を収集した。唐津藩については、鯨組主中尾家屋敷において、海上交易と警備の両面に携わった鯨組船頭に関わる史料群を収集した。対馬藩については、対馬歴史民俗資料館において、「唐坊新五郎勤役之節飯束喜兵衛・白水と兵衛人參潜商仕、相手之朝鮮人共両国被行御制法一

見日帳抜書」(元禄11年)、「公儀御尋者之内抜荷仕候筑後ぢい加右衛門并薩摩八兵衛・彦五郎、田代町二而召捕候一件之記録」(享保5年)、「抜船本人石橋七郎右衛門一件記録」(享保9年)など、朝鮮との密貿易と、対馬藩による摘発・処分に関わる史料群を収集した。

密貿易の摘発は、「鎖国」貿易体制を維持したい幕府が西海地域の個別領主の領内に侵入して行うものであり、摘発の現場は幕府と個別領主との対抗関係が露骨に顕在化する場でもあった。ゆえに、摘発の現場において、些細な摩擦を避けるために、現地には派遣された幕府役人と個別領主が密貿易の事実の隠蔽を図るという事例の存在が明らかになった(2)。

さらに、長崎の蔵屋敷では、多くの地役人が御館人として扶持をもって抱えられ、その対価として個別領主に情報や便宜を供与していたことが、長崎に常駐していた各藩の聞役(長崎留守居)の日記から明らかになる。このような西海地域の諸主体が、幕府からの追及を逃れて共存関係を築いていた政治社会(「摩擦回避の装置」)は、境界勢力固有の行動様式を生み出す基盤となっていたと言える。

「鎖国」貿易体制が崩壊する国内的要因について、新しい視角を提示できた。

「鎖国」貿易体制は、長崎と、長崎を取り巻く個別領に作られた、幕府・個別領主・長崎町人・外国人といった各主体間の「摩擦回避の装置」を緩衝材として、不安定ながらもバランスを保っていた。

しかし、天明期にはじまり、寛政2年(1790)の「貿易半減令」に帰着する「対外貿易抑圧政策」は、「鎖国」貿易体制のバランスを崩す決定的要因となった。幕府による貿易規制の深化にともなって、長崎で整えられていたはずの摩擦回避の装置が、江戸から見たときに「不正」「不法」「馴れ合い」、または「綱紀弛緩」として問題化された。

これによって各主体間の緩衝材を失った「鎖国」貿易体制は、噴出する構造的矛盾を押しとどめることができず、長崎を中心とした機能不全に陥ってしまったと評価した。

以上、境界勢力による密貿易の分析を通して得られた「鎖国」貿易体制の捉えなおしに関わる研究成果については、添田仁「密貿易とともに生きる - もう一つの「鎖国」貿易史 - 」として、若木太一編『長崎 東西文化交渉史の舞台 - 明・清時代の長崎 / 支配の構図と文化の諸相 - 』(勉誠出版、2013年)にまとめて発表した。

- (4) 開国期における境界勢力の人的移動の実態について、前近代から海外との

交渉力・海上技術力・交易ルートを蓄積してきた境界勢力の近代的展開を分析し、以下のような成果を得た。

開港期の横浜・神戸・大坂において、居留地の造成や運営に従事した役人の出自を分析した結果、神戸・横浜については、長崎地役人が各部署の長として配属されていることが明らかになった。これに対して横浜は、長崎地役人を出自とする者の名前を確認できなかった。居留地の造成や運営については、東西でその手法が異なっていたものと推測できる。

近世以来、大坂・長崎に送る生野銀・銅の産出・流通を担っていた豪農商家の史料を調査・収集した。結果、同家が開港期神戸の石炭山開発を主導していたことが明らかになり、開港場神戸に出入りする蒸気船への石炭供給のシステムを解明することを通して、開港場行政の運営実態に迫る手がかりを得ることができた。

幕末の長崎居留地において、異国人のもとで働いた日本人の人足(「異国人雇い人足」)の生活実態と、長崎奉行による統制の歴史的展開について解明した。とくに、「自文久三年至慶応二年 外居留場掛書類綴込」、「自慶応二年至同三年 居留場内御取締向書類綴込」、「文久三年亥十二月 取締向書留」(長崎歴史文化博物館所蔵)など、長崎地役人である居留場掛乙名の記録を中心に分析した。

開港は、長崎の都市構造に大きなインパクトを与えた。都市下層民についても、たとえば唐船宿町・付町制のような特権的に認められた「成り立ち」助成策は終焉を余儀なくされた。しかし、だからといって開港によって異国人のもとで働く機会が失われたわけではないし、長崎奉行所や地役人、そして町人による都市運営は継続していた。開港場となり、蟻集して来た異国商人のもとに巨大な労働力市場が生み出された長崎では、都市下層民の労働力をめぐって新しい社会的課題が生まれ、それへの対応としての開港場行政が求められた。

安政6年(1829)年の開港によって異国人のもとに出現した新たな労働力市場。しかし、文久3年(1863)9月には、市場は誰にでも開放されたものではなくなった。居留地に吸い寄せられてくる「遊惰無頼之徒」と異国人との摩擦によって「国体」が傷つくことを恐れた幕府(長崎奉行)は、異国人による日本人の雇用には干渉し、厳密に統制しようとした。

具体的な対処を委ねられたのは、地役人の居留場掛乙名であった。そこで用いられたのは、請負人と鑑札による統制という、出島と唐人屋敷で実践されていた近世以来のノウハウであった。

ただし、制度を悪用する請負人と「相

対」での雇用を強く希望する異国人によって、異国人雇い人足の統制は根底から揺らぎ始めていた。その背景には、定められた正規の手続きを経ないで「自僱」に働いたり、唐人に鉄銭を売り込んだりする茶製所の日雇、取り締まった「蘭酒」の瓶を転売する外国人道引案内、請負人に金銭を渡して隠売女として異国人のもとへ赴く女性たちなど、したたかで逞しい異国人雇い人足の生活実態があったことを明らかにした。

以上、境界勢力の近代的展開に関わる研究成果については、添田仁「幕末長崎居留地の異国人雇い人足について - 部屋附・茶製所日雇・ぼん引き・通船水夫 - 」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』11、2017年)にまとめて発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

添田仁、幕末長崎居留地の異国人雇い人足について - 部屋附・茶製所日雇・ぼん引き・通船水夫 - 、長崎歴史文化博物館研究紀要、査読無(依頼有)、11号、2017年、pp1-19

〔学会発表〕(計 3 件)

添田仁、地域の「宝」を救い出す - 南画家・猪瀬東寧 - 、関東・東北豪雨水害調査報告会、常総市役所、2016年3月25日

添田仁、幕末の生野銀山を襲った自然災害、生野銀山石川家文書の魅力を語る会、生野マインホール、2016年3月1日

添田仁、石川魚連の石炭採掘、生野銀山石川家文書の魅力を語る会、生野マインホール、2015年3月26日

〔図書〕(計 2 件)

添田仁ほか、村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢淳男編『徳川幕府全代官人名辞典』、東京堂出版、500頁、2015年

添田仁ほか、若木太一編『長崎 東西文化交渉史の舞台 - 明・清時代の長崎 / 支配の構図と文化の諸相 - 』、勉誠出版、503頁、2013年

6. 研究組織

(1)研究代表者

添田 仁 (SOEDA HITOSHI)
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号：60533586

(2)研究分担者
無し

(3)連携研究者
無し

(4)研究協力者
無し